

# 愛知教育大学附属特別支援学校 いじめ防止基本方針

## I いじめ防止についての基本的な考え方

### 1 いじめについての基本的な認識

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されることではない」という基本的な姿勢に立って、いじめに対しては毅然とした態度で指導を行い、友人への思いやりや正義感などを育む指導の充実を図る。
- (2) いじめは、「どの子ども・どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、いじめの兆候を感じとったときには、一人で問題に当たるのではなく、学校全体として対応する。
- (3) 児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

### 2 本校のいじめに対する基本姿勢

児童生徒が、「友達が嫌がることをすることがいじめである」という認識をもち、そうした行為をしないようにする。そして、いじめという行為が、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを念頭に、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、その防止や対策に取り組んでいく。学校が、児童生徒にとって、教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場であるようにする。児童生徒一人一人に居場所があり、大切にされているという実感をもつとともに、互いが認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりを行っていく。

## II いじめ防止対策について

### 1 「いじめ防止委員会」について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒等からの訴え、または自分が苦痛に感じていることをうまく言語化できない児童生徒の様子から把握した異変などを、特定の教員が抱え込むことなく、情報を共有して学校が組織として対応するために、「いじめ防止委員会」を設置し、いじめ防止に関する活動を行う。

#### 『いじめ防止委員会のメンバー』

校長、教頭、主幹・教務主任、校務主任、研究主任、保健主事、  
特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、部主事、担任、副担任、S C

### 2 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、併せて「いじめ防止の年間計画」を決定する。
- ・ 職員会議前に「いじめ・不登校・特別支援教育に関する委員会」を開催し、全職員による事案内容の共通理解を図る。委員会において、「いじめ」をテーマとする校内研修を年に1回以上実施する。

### 3 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価アンケート」結果を、紙面やホームページなどを通じて、適宜取り組み状況や評価結果を発信し、理解を促す。全体の検証および次年度への改善等の一環として、当該年度の活動状況を年度末の学校評議員会へ報告する。

### 4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、「いじめ防止委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、基本的に児童生徒が嫌だと感じているものはいじめとして認識し、対応していくこととする。重大事案につながると判断した場合については、「いじめ対策委員会」を設置し、法人へ報告する。

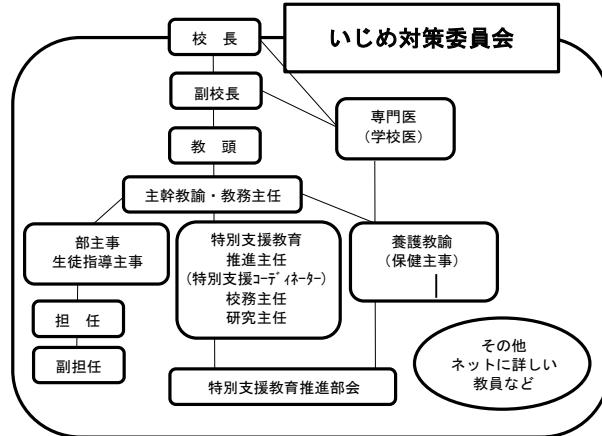
被害児童生徒のケアや支援、加害児童生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、「いじめ対策委員会」が責任をもつ。

#### 『いじめ対策委員会のメンバー』

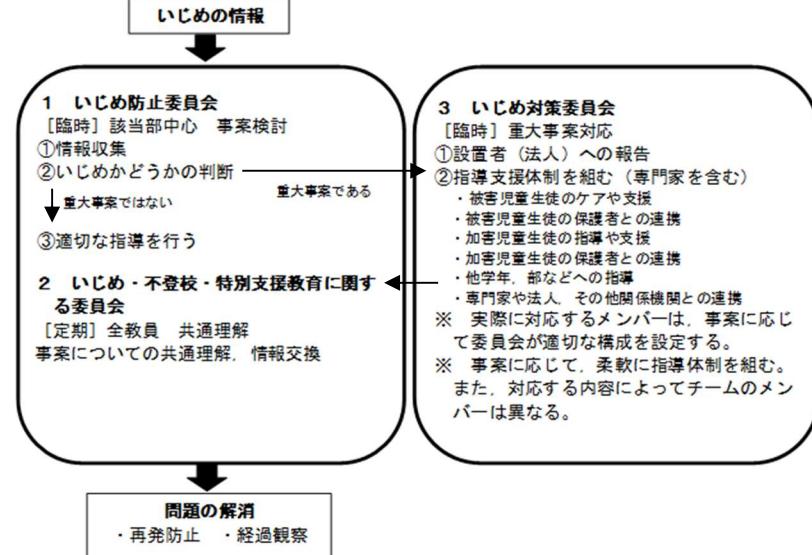
校長、教頭、主幹・教務主任、校務主任、研究主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、部主事、担任、副担任、S C、及び学校医（精神科）

※ 委員会において、事案に応じて、当該児童生徒について理解している教職員を追加するなど、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、対応にあたる。必要に応じて精神科の学校医もメンバーとする。

【組織図】



【対応図】



## 5 日常生活における生徒指導

### (1) 毎週月曜日の打合せ

毎週月曜日の始業に際し、校長、教頭、主幹教諭・教務主任、校務主任、研究主任、各部主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（特別支援教育推進主任）、栄養教諭で打ち合せを行う。そこでは、生徒指導上共通理解が必要なことについて、各部主事が報告を行い、それを受け、学校全体並びに各学部で統一した視点をもち、児童生徒の指導にあたることができるようとする。

### (2) 部会

週に2回、学部ごとに職員が集まり、児童生徒の情報交換や学年経営、行事、学習等の調整を行う。気になる児童生徒についての情報交換を行い、その結果を教頭に報告する。必要があれば、いじめ防止委員会を立ち上げ対応する。※参加者：学部担当教諭

## 6 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに法人へ連絡し、法人の判断により学校が調査主体となる場合は、次により対応する。

なお、重大事態には、いじめ防止対策推進法に定められたものほか、児童生徒や保護者等から重大事態との申し出があった場合を含むものとする。

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (1) 学校が調査主体となる場合

原則として法人が調査の主体となるが、従来の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の意向などを踏まえ、学校が調査主体となることが望ましいと法人が判断した場合は、「いじめ対策委員会」を母体とし、第三者の外部専門家を加えた組織を設置する。

### (2) 事実関係を明確にするための調査を実施

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

#### 【留意事項】

- ・ 児童生徒から聞き取りを行う場合、具体的な説明が十分にできない場合や正確に伝えることができない場合があることを踏まえ、情報の扱いは慎重に行う。
- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、周囲などからの聞き取りも行い、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・ 先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じた調査を実施する。

### (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適切に情報を提供する。

## 【留意事項】

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

### (4) 調査結果の報告

調査結果は法人へ報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

### (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、調査結果を踏まえ、児童生徒が安心して活動できるよう必要な措置を行う。なお、設置者である法人は、これを支援する。

## III いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

### 1 いじめの未然防止の取り組み

- (1) 設置者である国立大学法人愛知教育大学に所属する専門家の協力を得て、教職員の研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教職員は、教育活動全体を通して、子どもの様子をつぶさに観察することを重視する。また、日常生活の指導の中で、相手を思いやる心や他人の気持ちを考えて行動することを指導し、道徳・人権についての教育の充実を図るとともに、体験活動・就業体験を推進する。
- (3) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、児童生徒が嫌がることをするのは、いじめであるという認識をもち、指導の在り方に細心の注意を払う。

### 2 いじめの早期発見の取り組み

- (1) 教職員は、児童生徒のささいな兆候からいじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめ、またはいじめの疑いを認知した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。
- (3) 定期的な保護者会・家庭訪問・保護者相談活動の実施や教育相談の充実を図る。

### 3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見、通報を受けたら、法人の下で「いじめ対策委員会」が組織的に対応する。
- (2) 学校は、被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童生徒には教育的配慮のもと、児童生徒が理解し、今後の生活に生かせるよう指導を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や、関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

## 取り組みの年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年間計画」提案・決定(第2回職員会議)</li> <li>・家庭訪問・個別懇談による、児童生徒の様子の聞き取り</li> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」①②</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」③</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」④</li> <li>・1学期個別懇談週間</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑤</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑥</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑦</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑧</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑨</li> <li>・2学期個別懇談週間</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑩</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑪</li> <li>・学校評議員会…活動状況を学校評議員会へ報告</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑫</li> <li>・3学期個別懇談週間</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ・不登校・特別支援に関する委員会」⑬</li> </ul>
<p>&lt;年間を通して&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領域・教科を合わせた指導の時間である「ふようタイム」において、人とのかかわり方について学ぶ機会を設ける。</li> <li>・ 日常の遊びの時間を通して、人との適切なかかわり方について、機会をとらえて指導を行う。</li> </ul>	

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告
  - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連續して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

国立大学法人愛知教育大学が、重大事態の調査の主体を判断

### 附属学校を調査主体とした場合

国立大学法人愛知教育大学の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※これまでに学校で先行調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)
- ※関係者の個人情報には十分配慮する。  
ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

#### ● 調査結果を学校の設置者へ報告

- ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付する。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置